

令和4年度事業報告

I 補助事業の部

1 調査研究事業

(1) 伊勢湾・三河湾における海域利用の実態と諸問題に関する調査研究

① 事業概要

伊勢湾及び三河湾には、国際拠点港湾である名古屋港、四日市港、重要港湾である三河港、衣浦港、津松阪港等の港湾が整備されており、伊勢湾口伊良湖水道から湾内の港湾に至る海域は、タンカー、バルク船、コンテナ船、LNG運搬船等の外航大型船や内航船舶が日々航行する海上交通の場となっている。一方で、伊勢湾・三河湾は、豊富な漁業資源を有しており、湾内沿岸の漁港から出漁する多くの漁船により年間を通して湾内一面で漁業活動が営まれている。また、各港湾には、多数のマリーナ等の施設があり、湾内で釣りやクルージング等のマリレジャーを楽しむプレジャーボートの活動海域として広く利用されている。

このように伊勢湾・三河湾は、一般船舶、漁船、プレジャーボートによる多面的かつ複合的な海域利用の形態となっており、関係者間においては海域利用に係る相互の信頼関係が醸成されているが、目的が異なる船舶が同一の海域を共有し、海域利用が競合することにより、航行船舶と操業漁船との関係、航行船舶とプレジャーボートの関係、操業漁船とプレジャーボートとの関係がトラブルや海難事故を誘発する要因になっているとも言える。その要因の多くは、各海域利用者の個々の利益、目先の利益を優先することに起因していると考えられ、異なる利用形態が共存する中、相互理解を図り、安全で調和のとれた海域利用を推進していく必要がある。

本調査研究は、前記事象を背景として、伊勢湾・三河湾海域を利用する一般船舶、操業漁船、プレジャーボートの海域利用の実態と課題について調査検討し、安全で効率的な海域利用の推進を図る上において、引き続き実施すべき対策、新たなる必要となる対策について整理するとともに、海域利用者間における相互理解と安全意識の共有を図り、安全で調和のとれた海域利用の推進と海難防止に寄与することを目的とした。

調査研究にあたっては、学識経験者、海事関係者、漁業関係者並びに関係官公庁職員で構成する特別専門委員会を設置し、伊勢湾・三河湾における海域利用の実態等を考慮し検討の充実を図るため、本委員会の中に検討部会4部会（鳥羽部会・知多南部部会・三河部会・名古屋部会）を置き、その検討結果を本委員会にフィードバックして取り纏めを行った。

本事業は、海域利用者の生の声を聞き、現状を認識し、相互理解と安全意識の共有を図ることを目的として行ったものであるが、積極的な情報交換の場ともなり、伊勢湾・三河湾における海上交通の安全確保に資するための成果を得ることができたものと考えている。

本事業で得た成果、課題は、今後の当協会の新たな調査研究事業の展開に繋がたいと考えている。また、出席団体等の関係者からは、今般の事業について好評を得たので、今後の定期的な当該事業の実施を検討することとしている。

② 委員会等の開催

- ・ 第1回委員会 令和4年11月（書面開催）
- ・ 検討部会
 - 鳥羽部会（12/16）、知多南部部会（1/31）、三河部会（2/16）、名古屋部会（3/3）
- ・ 第2回委員会 令和5年3月（書面開催）

③ 委員会構成（敬称略・順不同）

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|------------------|----------|-----------|
| 鳥羽商船高等専門学校 | 教 授 | 片 岡 高 志 |
| 伊勢湾海難防止協会 | 会 長 | 吉 川 廣 一 |
| 愛知県漁業協同組合連合会 | 代表理事会長 | 山 下 三 千 男 |
| 三重県漁業協同組合連合会 | 代表理事会長 | 湯 浅 雅 人 |
| 伊勢三河湾水先区水先人会 | 副会長 | 浅 井 壽 |
| 名古屋海運協会 | 港務委員長 | 山 田 隆 裕 |
| 全国内航タンカー海運組合東海支部 | 事務局長 | 高 橋 道 男 |
| 中部沿海海運組合 | 専務理事 | 吉 村 剛 |
| 東海内航海運組合 | 専務理事 | 二 宮 勉 |
| 中部小型船安全協会 | 専務理事 | 名 和 寿 |
| 第四管区海上保安本部 | 交通部長 | 福 木 俊 朗 |
| 中部運輸局 | 海上安全環境部長 | 高 田 喜 寛 |
| 愛知県農業水産局 | 水産課長 | 岡 本 俊 治 |
| 三重県農林水産部 | 水産資源管理課長 | 土 橋 靖 史 |

2 海難防止活動事業

(1) 海の事故ゼロキャンペーンの推進【継続事業】

毎年、海の月間（7/1～7/31）の時期に合わせ、“海難ゼロへの願い”をスローガンに、全国運動として「海の事故ゼロキャンペーン（7/16～7/31）」が展開されている。

これを受け、当協会が主体となる「海難防止強調運動推進東海地方連絡会議」において実施計画を策定し、官民一体の体制の下、東海地方における海の事故ゼロキャンペーンを推進した。

また、平成17年7月に発生した熊野市沖の衝突海難を契機とし、平成18年度から海霧の発生多発時期に実施している地方海難防止強調運動についても、「霧海難ゼロキャンペーン」と称し、官民一体の体制の下、これを推進した。

なお、これらキャンペーンの実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況であることから、感染症対策を最優先とした活動の取り組みを徹底した。

- ・令和4年4月23日～7月31日までの間 霧海難ゼロキャンペーン
- ・令和4年5月24日 海難防止強調運動推進東海地方連絡会議作業部会
- ・令和4年6月28日 海難防止強調運動推進東海地方連絡会議
- ・令和4年7月16日～7月31日までの間 海の事故ゼロキャンペーン

(2) 会報の発行状況【継続事業】

- ・会報第137号(令和4年4月)発行
- ・会報第138号(令和4年10月)発行

II 受託事業の部

1 調査研究事業

(1)名古屋港金城ふ頭岸壁整備に係る船舶航行安全に関する調査研究

【中部地方整備局名古屋港湾事務所/名古屋港管理組合委託】

① 事業概要

中部地方整備局名古屋港湾事務所においては、自動車関連産業の国際競争力を維持強化することを目的として、金城ふ頭地区に大型自動車運搬船に対応した水深12m岸壁を新たに整備するとともに、新規に整備するふ頭用地にモータープールを集約することとし、名古屋港管理組合と共に事業を進めている。

同整備事業は、ふ頭用地（埋立地）の締切り（岸壁築造・護岸築造）を終え、次期工事として、令和4年度から前面泊地の水深12m浚渫に着手し、ふ頭用地内への埋立土砂の搬入を行う計画である。

同整備事業に係る工事は、名古屋港の港湾機能の中核である金城ふ頭の海域で実施され、大型バルク船、PCC等が利用する岸壁が近接しており、前面海域は大型船等が頻繁に航行する実態にある。

本調査研究では、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁職員で構成する特別専門委員会において、大型グラブ浚渫船等による前面泊地の12m浚渫、ふ頭用地（埋立地）内への埋立土砂の揚土作業に係る施工計画について検討整理するとともに、同施工計画に基づく航行安全対策について検討を行った。

② 特別専門委員会等の開催

- ・第1回委員会 令和4年4月27日
- ・第2回委員会 令和4年10月4日
- ・第3回委員会 令和4年12月6日

③ 特別専門委員会の構成（敬称略・順不同）

| 所 | 属 | 職 名 | 氏 名 |
|------------------|---|----------|-----------------|
| 鳥羽商船高等専門学校 | | 教授 | 片岡高志 |
| 伊勢三河湾水先区水先人会 | | 副会長 | 浅井 壽 (町 裕次) |
| 名古屋海運協会 | | 港務委員長 | 山田隆裕 (日下部 敏) |
| 日本郵船(株)名古屋支店 | | 支店長代理 | 相原隆志 |
| (株)商船三井名古屋支店 | | 副支店長 | 久原真幸 |
| 全国内航タンカー海運組合東海支部 | | 事務局長 | 高橋道男 |
| 中部沿海海運組合 | | 専務理事 | 吉村 剛 |
| 東海内航海運組合 | | 専務理事 | 二宮 勉 |
| 東海北陸旅客船協会 | | 事務局長 | 片平澄男 |
| 名古屋日本船代理店会 | | 業務委員長 | 安田雅彦 (山口 淳) |
| 名古屋海上保安部 | | 港長/部長 | 杉浦 毅 |
| 名古屋港海上交通センター | | 所長 | 屋宜 隆 |
| 第四管区海上保安本部 | | 交通部企画調整官 | 道辻尋史 |
| 中部運輸局 | | 海上安全環境部長 | 高田喜寛 |
| 中部地方整備局 | | 港湾空港部長 | 山本大志 |
| 名古屋港管理組合 | | 港営部長 | 米津仁集 |

※括弧内は前任者を示す。

2 情報管理業務

(1) 名古屋港新土砂処分場整備に伴う船舶安全管理業務

【中部地方整備局名古屋港湾事務所委託】

令和3年度の「名古屋港新土砂処分場建設工事に係る船舶航行安全に関する調査研究」事業の審議において、処分場建設工事中の航行安全対策として、一般船舶や操業漁船に対して工事情報を提供するとともに、工事作業船に対して一般船舶に関する情報等を提供、必要な指導や助言をするなど、工事作業船と一般船舶等との安全を確保し、工事作業を円滑に行うために、工事請負者と密接な連携の下、一元的な情報管理業務を行う「情報管理室」を設置することが提言された。

また、情報管理室は、一般船舶、操業漁船の安全確保と工事作業の円滑な実施の両立を図ることを目的とすることから、工事請負者とは別に公正・中立な組織として設置・運用する必要があるとされた。

これらの提言を基に、中部地方整備局名古屋港湾事務所から船舶安全管理業務の委

託を受け、令和4年2月から愛知県常滑市に航行安全情報管理室を開設し、名古屋港新土砂処分場整備に伴い、一般船舶（航行船舶、操業漁船等）及び工事作業船の安全確保のための各種の情報の収集・提供等の航行安全情報提供業務を行っている。

- ・ 令和3年10月18日～令和4年8月31
 令和3年度 名古屋港新土砂整備に伴う船舶安全管理業務
- ・ 令和4年7月1日～令和5年3月20日
 令和4年度 名古屋港新土砂処分場整備に伴う船舶安全管理業務（その1）
- ・ 令和5年2月10日～令和5年11月30日
 令和4年度 名古屋港新土砂処分場整備に伴う船舶安全管理業務（その2）